

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

鹿児島国民年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、平成4年4月頃に、学生が強制加入対象となった3年4月1日に遡って国民年金に加入し、4年4月分の国民年金保険料を納付するとともに、申立期間の保険料については一括して納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間（国外に居住していた任意加入期間を含む。）の国民年金保険料について、申立期間を除き、全て納付しているほか、当時、申立人に保険料を資金援助したとするその母親も、国民年金加入期間の国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「通学方法を電車からバイクに変更するに当たり、交通事故で障害を負うことを心配した両親からの勧めと資金援助があったので、平成4年4月頃にA市役所で国民年金に加入した。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年5月7日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、i) 申立人の平成4年4月分の国民年金保険料は、A市発行の納付書により同年5月8日に納付していることが、申立人の所持する領収証書により確認できること、ii) 申立人及びその母親による国民年金保険料の資金援助及び納付等に係る説明はおおむね一致していること、iii) 申立人は、「申立期間当時は仕送りに加えてアルバイトをしており、援助してもらった資金とアルバイト料を合わせて一括して納付したかもしれない。」と述べて

いるところ、仕送り受取用とは別にアルバイト料受取用に開設した銀行の普通預金通帳の残高からみて、生活に困窮していた様子うかがえないことなどを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島厚生年金 事案 844

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成6年5月から7年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月26日から8年1月31日まで
年金事務所などへ相談した結果、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、事実と反して引き下げる訂正が行われている可能性があることが分かった。

私の遡及訂正前の標準報酬月額は、オンライン記録では41万円又は47万円となっているが、この金額は申立事業所における給与の基本給相当額であり、少なくとも毎月58万円はもらっていたはずである。

申立期間について、私が受け取っていた報酬額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は、当初、平成6年5月から7年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは47万円と記録されていたところ、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日で、かつ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年1月31日）より後の8年2月20日付けで、いずれの期間も遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立事業所において、申立人の資格喪失日と同一日に被保険者資格を喪失している元同僚4人（申立人を除く。）全員が、その標準報酬月額の全部又は一部を、申立人とほぼ同様に、平成8年2月20日になって遡及して訂正処理されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本では、申立人が申立事業所の役員ではなかったことが確認できる上、連絡の取れた複数の元同僚が、「申立人は申立

事業所における社会保険事務には関与していなかった。」などとしている上、申立人は、「申立期間の標準報酬月額を引き下げる旨の説明を元事業主などから受けたことは無く、平成 23 年 6 月頃に初めて知った。」旨供述していることを踏まえると、上記の遡及訂正処理について、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立事業所に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成 6 年 5 月から 7 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 47 万円）に訂正することが必要である。

- 2 一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額を上回る報酬額（少なくとも 58 万円）であったと主張している。

しかし、申立人は、申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料を保管していない。

また、申立事業所は平成 8 年 1 月 31 日付けで適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も所在不明であることなどから、申立期間における厚生年金保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立事業所における給与・社会保険事務担当者であったとした元同僚や、オンライン記録に掲載された複数の元同僚から聴取したものの、申立人の申立内容を裏付ける供述等を得られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額を超える部分については、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年11月1日、資格喪失日は20年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については80円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年11月1日から20年4月1日まで

私は、昭和19年4月頃から20年3月末までの間、A社で勤務していたにもかかわらず、このうちの申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

このため、私が管轄年金事務所へ照会した結果、私のものと思われる、申立事業所に係る資格取得日を昭和19年11月1日とする厚生年金保険の加入記録が平成23年6月になって見つかったが、当該記録には資格喪失日が記録されていないため、私の基礎年金番号に統合できないままになっている旨の説明を受けた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿、及び厚生年金保険被保険者台帳索引票では、申立人の戸籍上の生年月日及び氏名(旧姓)と同一で、かつ、基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者資格記録が確認できる。

なお、基礎年金番号に未統合となっている当該記録は、申立てのとおり、資格取得日が昭和19年11月1日付けとなっているものの、資格喪失日の記載が無いままとなっている。

しかしながら、申立人は、「私は、昭和 20 年 3 月末頃まで申立事業所に勤めていたと思う。」、「私は、結婚の予定があったため退職したが、結婚した時期は昭和 20 年 5 月頃だったと思う。それから 1 か月ほど経過後の同年 6 月頃に、私たちは夫の実家へ疎開しており、同年 8 月 15 日の玉音放送をこの夫の実家で聞いた。」などと供述しており、申立期間及びその後の事情について、不自然な点は見られない。

これらを総合的に判断すると、基礎年金番号に未統合の当該記録は、申立人の被保険者資格記録であると認められ、その資格喪失日については、結婚を理由として申立事業所を退職したとの申立人の供述から、昭和 20 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から 80 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 49 年に私の母に手続をしてもらい国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、自宅に来ていた町内会の集金人に母が税金等と一緒に納付していたことを覚えている。国民年金保険料の領収印を押した茶色の封筒は平成 5 年の水害のときに紛失してしまったが、確かに納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 7 月 13 日に A 市に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人は、同年 9 月 29 日に国民年金の加入手続を行い、20 歳到達日に遡って被保険者資格を取得し、申立期間直後の同年 4 月分から国民年金保険料を納付していることが同市の国民年金被保険者名簿により確認でき、当該加入手続時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

また、同名簿に申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から同年 11 月まで

私と妻は、昭和 56 年 3 月に A 市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、妻が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付した。領収証等は保管していないが、申立期間の国民年金保険料を納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 23 年 3 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できるところ、同日以前（申立期間を含む。）に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、オンライン記録においても国民年金への加入記録は無い上、申立人は、「当時、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無く、所持していない。」と述べていることを踏まえると、申立人は申立期間当時、国民年金に加入していなかったものと推認され、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

また、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、「納付場所や納付金額についてはよく覚えていない。」と述べるなど、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でない上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 780

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から同年 11 月まで

私と夫は、昭和 56 年 3 月に A 市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、私が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付した。領収証等は保管していないが、申立期間の国民年金保険料を納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 3 月 31 日に B 市 C 区に払い出されていることが年金手帳記号番号払出整理簿により確認でき、同区の国民年金被保険者名簿には、受付年月日欄に「63. 1. 20」、取得年月日欄に「昭和 61 年 4 月 1 日」の記載が確認できることから、申立人は、63 年 1 月 20 日に国民年金の加入手続きを行い、第 3 号被保険者となった 61 年 4 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる上、同名簿の 61 年 3 月の欄に「当月迄未加入」の印が押されていることが確認できることから、当該加入手続きを行った時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられるほか、申立人が所持する年金手帳、A 市の電算記録及びオンライン記録にも申立期間における国民年金への加入記録は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、「納付した場所や金額についてはよく覚えていない。」と述べるなど、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でない上、一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫についても申立期間は未加入とされているなど、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月頃から 44 年 1 月 12 日まで
② 昭和 46 年 7 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 12 月 10 日から 51 年 10 月 5 日まで

申立期間①、②及び③については、それぞれA社、B社、C社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、A社では運転手助手として、B社では運転手として、及びC社ではオペレーターとして間違いなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が氏名を挙げたA社における複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間当時、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所は昭和 46 年 9 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間①における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち、連絡の取れた一人は、「私は、昭和 43 年夏頃に運転助手として申立事業所に入社しているが、厚生年金保険の資格取得日は約半年後の 44 年 1 月 6 日となっている。この半年間は見習い期間だった記憶があり、また、私はこの期間を全て含む 43 年 2 月から 44 年 1 月までの間、自ら国民年金に加入の上で同保険料を納付済みである。」と供述

しているほか、連絡の取れた別の二人は、「申立事業所では当時、入社から最初の2、3年間は見習いの運転助手から仕事を始め、その後に大型免許を取って一人前として扱われていた。」旨供述していることを踏まえると、当該事業所では申立期間①当時、一部の従業員をその勤務期間どおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録では、申立期間①に係る記録は見当たらない。

次に、申立期間②については、B社は平成13年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が姓のみを挙げた申立事業所における元同僚3人は、オンライン記録及び当該事業所に係る事業所別被保険者名簿では、その加入記録が確認できないとともに、前述の被保険者名簿に掲載されている元同僚5人のうち、連絡の取れた3人から聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間②及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録では、申立期間②に係る記録は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間③の後となる昭和51年10月13日から同年11月25日までの間、申立てのB社と名称が類似し、かつ、所在地が同じD社という事業所に雇用されていることが確認できるところ、当該事業所へ照会したものの、厚生年金保険の適用事業所となった50年8月13日以降から現在までの厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する届出書類の中には申立人に係るものは見当たらないと回答しているほか、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿にも、申立期間②はもとより、雇用保険の加入記録が確認できる期間においても申立人の氏名は無い。

最後に、申立期間③については、申立人が氏名を挙げたC社における複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、現存する申立事業所では、当時の関係資料等を保管していないことなどから、申立期間③における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答した上で、「申立人は当時、申立内容から見て現場作業員であった可能性がある。この作業員について、当該事業所では当時、日雇い労働者として扱い厚生年金保険に加入させていなかったと聞いてい

る。」としている。

また、前述の元同僚のうち一人は、「私は、申立事業所に入社した最初の約5年間は、厚生年金保険や健康保険に加入しておらず、当該事業所の加入するE国民健康保険組合の組合員となっていた。」旨供述していることを踏まえ、当該事業所では申立期間③当時、一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間③及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録では、申立期間③に係る記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。